

# ～民事信託サービス～

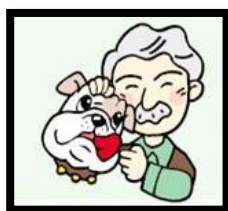


## 民事信託とは

「民事信託」とは、相続・将来の介護などに備えて、お客様の大切なご預金などの管理・運用を信頼のできる方に託すものです。

### 委託者

財産を託す人



例) 父

信託契約

信託財産の  
管理・運用

### 受託者

財産を託される人



例) 息子

利益

### 受益者

財産から得られる  
利益を受け取る人



例) 父



高松信用金庫では、民事信託サービスとして、「民事信託専用口座開設サービス」や、民事信託を希望するお客様を専門家に取次ぐ「取次ぎサービス」を行います。

## 《ご相談から口座開設までのステップ》

①ご相談

②専門家に取次ぎ

③専門家による信託契約書作成等、または信託関連書類の審査

④民事信託専用口座開設

- 口座開設には、民事信託口座開設手数料50,000円(税別)が必要となります。
- 信託契約書作成等にかかる費用はお客様の実費負担となります。
- 信託関連書類をご持参いただいた場合、民事信託口座開設審査手数料として100,000円(税別)が必要となります。(案件により、別途追加費用が発生することがあります。)  
※口座開設だけではない場合でも必要となります。
- 信託契約の内容によっては、お引受けできない場合もあります。



- 当金庫は誠実・公正な勧誘・販売を心掛け、お客様に対し断定的な判断の提供、事実と異なる説明及び誤解を招く説明・勧誘は一切いたしません。
- 当金庫は反社会的勢力からの如何なる申込み、一切受付いたしません。
- 詳しくは、担当者もしくは窓口までお気軽にお問い合わせください。



街に笑顔を!!

## 高松信用金庫

<https://www.takashin.co.jp>

令和2年12月21日現在



# 民事信託Q&A



## Q 1 このようなご心配やご希望はありませんか？

- 親に認知症の疑いがあり、どう対応して良いのかわからない
- 自分や配偶者の認知症が心配である
- 介護費用捻出のために実家の売却が必要となるかもしれない
- 自分が元気なうちに財産の分け方を決めておきたい
- 財産の管理を誰かに任せたい
- 複数人で共有している不動産をどうにかしたい
- 近い将来、不動産の処分を考えている
- 先祖伝来の不動産は代々引き継いでほしい
- 自分の死後、生活が心配な相続人がいる

A 1

解決策として法定後見制度・遺言・民事信託の活用があります。

## Q 2 民事信託って何？

### A 2 認知症になる前に備える対策です。

認知症になってしまうと法定後見制度を利用しないと財産管理ができなくなってしまいます。お元気なうちに家族間で話し合っ、将来をどのように過ごしたいか、を決めておく制度です。

## Q 3 こんなことご存じでしょうか？

- 親が認知症になってしまうと金融機関口座が凍結されてしまう
- 法定後見制度で家族が成年後見人になることは難しくなっている
- 法定後見制度ではすべての財産が管理されてしまい引出しには裁判所の許可が必要になる
- 実家の売却や収益アパートの管理が困難となる
- 子や孫に贈与しようと思ってもできなくなってしまう

### A 3 民事信託によって法定後見制度や遺言によって解決できなかった問題を解決できます。

【法定後見制度と民事信託の比較】

	法定後見制度	民事信託
財産管理人	主に弁護士・司法書士(他人)	家族(身内)
特徴	手続が大変	自由度が高い
節税対策	困難	可能
費用	初期費用は安い 継続費用が高くなる	初期費用はかかるが 継続費用はかからない

【遺言と民事信託の比較】

	遺言	民事信託
効力	本人が亡くなってから	生前から有効
財産継承先	一代限り	二代・三代と指定可能

## Q 4 民事信託の実施期間はいつ？

### A 4 判断能力が無くなると実施できません。問題を感じ始めた時がギリギリのタイミングです。手遅れにならないうちに対処しましょう！